

別紙

「京丹後市まちづくり基本条例素案」に対する意見とそれに対する市の考え方

項目	意見要旨	考え方
前文について	<p>「古代丹後王国」と云う言葉について、「丹後」と云う言葉の文献上での初見は『続日本紀』で、第43代元明天皇朝（713）の時である。大和政権が出来る以前の各地域を何々「王国」と云っても差し支えないと思うが、「古代丹後王国」では言葉の整合性が合わないのではないか。</p>	<p>「古代丹後王国」という表現については、故門脇禎二氏が提唱された「丹後王国論」を拠りどころにして、「丹後地域一帯に、古代に栄えたと考えられる王国」という意味合いで、親しみやすい表現として使用しています。</p> <p>なお、「物語る」とすると、現在の事象（古墳や遺跡の存在）が、丹後王国の存在を証明していると捉えられることから、「存在を思わせる」という表現に改めます。</p>
前文及び第2条(用語の定義)について	<p>規範は、時代と共に変遷していくものであり、個人個人の価値判断によって異なるものである。したがって、個々の価値観が多数性を失った時に規範は変わっていくものであるから、前文の最後の行は「最高規範」とすべきではなく、「市のまちづくり規範として、この条例を制定します」とすべきだと思う。また、第3条中、「最高規範」から「最高」を削除すべき。</p>	<p>市の他の条例・規則が、この基本条例を最大限尊重すべきものとして「最高規範」という表現を使用しています。なお、前文中に「最高規範」と記述しているため、第3条に再掲の必要はないと判断し、条文の表現を改めます。</p> <p>「規範は、時代と共に変遷していくもの」というご指摘は、そのとおりであると考えています。そこで、この条例が最高規範であり続けることができるよう、第32条に、市民の意見を聴取して検討し、見直しを行うことを明記しています。</p>
第2条(用語の定義)について	<p>第2条第5号で定義している用語について、「参加」というよりは、「参画」の方が合っているのではないかと。「参加」でも意味は伝わるが、世間的には「参画」の方がより責任をもったの関わりが感じられると思う。</p>	<p>「参加」という用語の意味を広く捉え、「参画」が持つ意味も「参加」の定義に含めて使用しています。</p>
第2条(用語の定義)について	<p>第2条の用語の定義について、一つの言葉の中に多くの概念を取り入れようとすすぎていて、端的な形で</p>	<p>まちづくりに関する基本的な用語については、それが使用される各々の条文自体をできるだけ簡潔に表現す</p>

	定義されていないと思う。	るため、一つの用語に、まちづくりに関してその用語で定義を必要とする内容を記述しています。
第12条(青少年の権利)について	第2条で定義する「市民」には、老若男女全ての市民が該当するため、第12条で、「満20歳未満の青少年は」と限定して条立てする必要はないのではないか。	ご指摘のように、「市民」には20歳未満の青少年も含まれます。ここでは、若者の地域活動への参加が少なくなってきたといわれる中、青少年がまちづくりに参加できる権利を保障し、まちづくりへの関心を深めてもらうために、第10条に包含される内容ですが、あえて条立てをしています。
第12条(青少年の権利)について	青少年の権利について、「権利」ではなく「権能」とすべきではないか。	「権能」という言葉については、公の持つ権限という意味合いに使われることが多いことから、ここでは、一般的に使用され分かりやすい言葉として「権利」という言葉を用いています。
第31条(住民投票の条例化)について	住民投票が可能な手続方法、住民投票ができる年齢(意思決定に参加)、その効力について、この条例には明記した方が良いのではないか。	この条例では、住民の直接の意思を確認するために、住民投票の制度を設けることができるという基本的なことから記述しています。 したがって、手続等の具体的なことからについては言及せず、投票可能な年齢等については、個別の住民投票条例制定の際に定めることとしています。 また、効力については、住民投票を実施する際に、市長が投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにすることとしています。
全般を通して	条文の中に、ボランティアを奨励するような箇所があっても良いのではないか。	まちづくりへの参加の方法として、ボランティア活動は欠かすことのできないものであると考えています。ただ、この条例では、基本条例の性格上、具体的な参加の手段については記述せず、「市民参加」という原則的なことから掲げています。
全般を通して	条例に書かれている考えは、当たり前なことであり、ことさら条例とする程のものではないと思える。 こういった理念的素案を作るより、今ある問題を掘り下げ、そのために議会や行政、市民が協働してどう考え行動するかという行動素案とする方が良いので	まちづくり基本条例は、地方分権が進む中で、より自立的なまちづくりを行うために、まちづくりに関する基本的なことからルールを定めるものとしています。 具体的な行動指針、また個別分野の取組みについては、別の条例や計画等で定めるべきものと考えていま

	はないか。	す。
全般を通して	中学・高校生にも分かるよう、条文の解説をもう少し詳しく、分かりやすくすべき。	条例施行の段階で、できるだけ分かりやすく解説するように努めます。
全般を通して	この素案にうたわれていることは、理念的な内容が主であり、個人の人権や、個人情報保護、自治への参画など、多くの内容が、憲法を初め、他の法令の中に表されている。このような条例をつくるのが自治体として先進的であるという「思い込み」があるのではないか。	まちづくり基本条例では、まちづくりの理念を示すとともに、まちづくりを推進する上での基本的なことから、網羅的に規定します。そのため、他の法令・例規に謳われている「まちづくり」に関する内容を、確認的に記述する必要があります。地方分権の中での自立したまちづくり、住民参加・協働によるまちづくりを進める上で、この時期に必要な条例だと考えています。
全般を通して	条例となると、あらゆる意味で住民を縛るものとなる。罰則規定がないならば、あえて条例とする必要はなく、市民憲章というような形式のものにすれば良いではないか。	市民憲章は、市の目指す目標を掲げ、市民に行動を呼びかける宣言的な内容であるのに対し、まちづくり基本条例は、目標を掲げるのはもちろんですが、まちづくりの各主体が持つ権利、役割・義務などを明示し、まちづくりの目標実現のための仕組みを定めたものです。その性格が異なるため、条例の形での整備が必要であると考えています。
全般を通して	このような「条例」は必要ないと考える。まちづくりの指針とするため、素案を推敲して凝縮し、「条例」ではなく「市民憲章」的な扱いで制定してはどうか。	前段により、ご理解をお願いします。
全般を通して	市内部の例規審査部門がこの素案をそのまま通すとは思えない。例規審査部門は時の政治や社会的雰囲気の流れにはいけない部門であり、例規審査部門の力量が問われる。住民全体に関わるものだから拙速は禁物。	素案をもとに、パブコメでいただいたご意見も参考にして市の条例案を作成します。また、市内部の例規審査会においても十分な検討を行います。
全般を通して	まちづくりに「協働」という言葉を使うのはいかがか。協働とは、辞書に「協力して働くこと」とあるが、昨今、行政側が急に使い出した言葉であり、「協働」などという流行言葉は使うべきではない。	「協働」という用語は、市民と市がいっしょになってまちづくりを進めるという、まちづくりの根幹に関わる概念であり、この条例に欠くことのできない用語の一つです。これまでから市の広報紙や各種計画等でも使用し

		できており、一般的に認知されている言葉であると考えています。
--	--	--------------------------------